

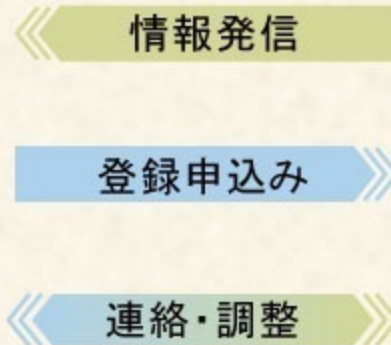
茨城県笠間市へ 移住・定住・二地域居住される方を 支援しています。

笠間市空家・空地バンク制度

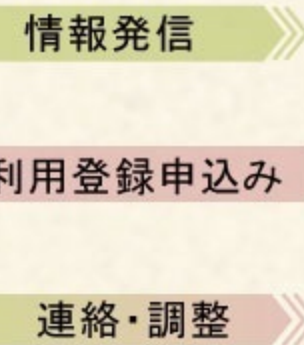
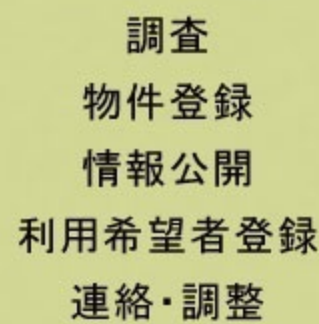
良好な住環境の確保、定住・定期的な滞在の促進、生活環境の保全のため、空家・空地の情報を提供する制度です。

売りたい
貸したい

空家・空地所有者



笠間市



空家・空地利用希望者

買いたい
借りたい

依頼

宅地建物取引業者等

当事者間での物件の売買・賃貸借に関する交渉契約等の仲介

空家・空地の所有権を有する方。

【登録できない空家・空地】

- ・賃貸や分譲を目的に建築した空家
- ・管理不全状態な空家及び空地
- ・分譲目的の空地
- ・不動産登記が宅地以外の空地

修繕補助（空家のみ）

[対象者]

- ・登録物件の個人所有者
- ・物件への入居者

[補助金]

- ・修繕費用の1/2以内
(50万円を限度)

※登録物件の住所に住民登録を
すること（入居者のみ）

申込方法：所定の申込書を空家政策推進室までご提出ください。

※窓口を設置のほか、笠間市HPからもダウンロードできます。

契約方法：物件の売買・賃貸借に関する交渉や契約等の仲介は原則、

宅地建物取引業者等に依頼するため、市は関与しませんので、
あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先 笠間市役所 都市建設部 都市計画課 空家政策推進室

電話 0296-77-1101 ファックス 0296-77-5009

akiya@city.kasama.lg.jp

笠間市に定住または定期的な滞在を目的として、空家・空地バンク制度に登録された空家・空地の利用を希望する方。

利用補助（空家のみ）

[購入者]

- ・登録物件を取得する入居者
- ・購入費の3%以内
(30万円を限度)

[賃借者]

- ・登録物件を賃借する入居者
(新規転入者のみ)
- ・家賃2ヶ月分に相当する金額
(10万円を限度)

※物件に5年以上居住すること

※上記内容は、平成30年4月1日時点でのものです。制度ご利用の際には、お手数でも再度内容をご確認ください。
補助を受ける際には、要件がありますので、詳細については、お問い合わせください。

Season of Kasama



Kasama Tsutsuji Park



Ryogon-ji Temple



Sky Lodge



Kasama's chrysanthemum festivals



Kitayama Park



Sightseeing bus